公益財団法人福岡 YWCA　2026 年度事業計画

（１）心身の健全な発達に資する事業（定款　第 4 条第 1 号）

・子どもの学習支援と居場所つくり　（毎週土曜、夏休み平日あり）

① 日本語を母語としない子どものための日本語教育・就学相談

②日本語を母語としない子どものための小学生中学生対象の宿題クラブ

③フリースペース（自習、読書、遊び、休憩）

・青少年支援活動

① 日韓ユース交流プラグラム

（晋州 YWCA、馬山 YWCA 共催　韓国晋州市、昌原市）

② フリースペース提供（自習、読書、休憩）

（２）社会的公正に資する事業（定款　第 4 条第 2 号）

・平和、人権、環境等に関する各種講座、キャンペーン等開催

① 平和講座（読書会）　②平和の集い　③各種勉強会

・環境　主権などに関する映画の上映会

（３）女性・青少年の主体的な人格形成に資する事業（定款　第 4 条第 3 号）

・若者の支援活動

居場所を必要とする若者の支援のための研修・勉強会

・自立支援活動

自立援助ホーム運営（児童自立生活援助事業として福岡市より指定）

（４）国際平和に資する事業（定款　第 4 条第 4 号）

・国際交流活動

① 日韓ユース交流　（環境講座など ZOOM、対面）

② 在日外国人交流事業　他

・年少者のための日本語指導講座

・日本 YWCA と連動した国内外の緊急支援に関する募金活動や広報活動

（５）上記の事業を推進することを通して社会に貢献するボランティア育成

・ボランティア育成事業（定款　第 4 条第 2 号、第 5 号）

・社会貢献活動を行うための各種講座、トレーニングの実施

・機関紙の発行　年 4 回　（定款　第 4 条第 6 号）

（６）土地及び部屋の貸与　（定款　第 4 条第 6 号）

以上